

Netpress

SMB C経営懇話会

TEL : フリーダイヤル 0120-7109-49
FAX : (03)5211-6394
URL : <http://www.smbc-consulting.co.jp>

- 平成18年度決算対策 中小企業税制活用のポイント1/2 -

「中小企業投資促進税制」活用の注意点

徳野会計事務所 税理士 徳野 文朗
(メンターネットワーク会員)

- ・青色申告者である中小企業等が一定の資産を購入等した場合に、取得価額の30%の特別償却または取得価額等の7%の税額控除を受けられます。
- ・特別償却と税額控除は同時に適用できませんので、会社の状況によって、有利な方を選択する必要があります。

Q

「中小企業投資促進税制」は、どんな税制ですか？

A

青色申告者である中小企業等が一定の資産を購入等した場合に、取得価額の30%の特別償却または取得価額等の7%の税額控除を受けられる制度です。平成18年3月に期限切れとなる予定でしたが、平成20年3月まで、適用が延長されています。

平成18年度の改正により、中小企業投資促進税制の適用対象資産に「一定のソフトウェア」及び「デジタル複合機」が加えられました。製造業・サービス業におけるCADソフトや運輸業における運行管理ソフトが制度の対象となる一方で、電子計算機・デジタル複合機以外の器具備品は対象からはずされました。

1) 適用法人:

以下に掲げる中小企業者

資本金1億円以下の法人(大規模法人の子会社は除かれます)

ただし、税額控除は、資本金3,000万円以下の法人

資本金を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

のうち、青色申告書を提出するもの

2) 適用期間:平成20年3月31日まで

3) 対象資産:いずれも新品に限ります。

機械装置:1台160万円(リース総額210万円)以上

器具備品

1事業年度での取得等の合計額が、同一の種類ごとに120万円(リース総額160万円)以上となる、次のもの

電子計算機

デジタル複合機

(次頁に続く)

ソフトウェア:1事業年度での取得等の合計額が70万円(リース総額100万円)以上のもの

普通貨物自動車:車両総重量が3.5トン以上のもの

内航船舶:内航海運業の用に供される船舶(ただし、取得価額の75%が対象)

器具備品、ソフトウェアは、いずれも1台で基準金額を満たさなくても、その事業年度に取得等した同一種類の資産の取得価額等の合計額が、基準金額を満たせば適用対象となります。

4) 特別償却:

取得した事業年度において、取得価額の30%を普通償却額に上乗せした金額が償却限度額となります。

5) 税額控除:取得価額(リース総額の60%)の7%

ただし、法人税額の20%が限度額となり、これを上回る部分については、翌期に繰り越し、翌期の法人税額から控除します。繰越は1期のみ可能で、翌期においても控除しきれない部分は翌々期までは繰越せません。

ただし、内航船舶のみ取得価額の75%が、特別償却・税額控除の対象となります。つまり特別償却限度額は、取得価額×75%×30%、税額控除は取得価額×75%×7%となります。

6) 適用要件:

特別償却の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付して申告する必要があります。また、税額控除の適用を受けるためには、控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して申告する必要があります。

Q

「中小企業投資促進税制」を適用する際の注意点があれば教えてください。

A

文字通り投資を伴う制度ですので、キャッシュフローには注意が必要です。

税制上優遇されているといっても、投資した金額以上に税負担が減少するものではありません。税負担の減少は最大でも投資額の12%程度ですので、資金計画を慎重に立てた上で投資を決定する必要があります。また、当面の納税を抑えるために、投資に対して勢いが出てしまうこともあります。その投資が事業にとって有効かどうかという部分についても、よくご検討ください。

特別償却と税額控除は同時に適用ができません。会社の状況によって、有利な方を選択します。

特別償却は、普通償却額に特別償却限度額を上乗せするものであり、課税の繰延べの効果を持っています。トータルの償却限度額が増えるものではなく、償却を前倒しするものです。一方、税額控除は法人税額から取得価額の7%相当額を控除し、納税額自体を減少させる効果を持っています。通常の償却とは別に税額控除が認められているものです。

法人税額の20%を限度にしていますので、取得した事業年度において法人税額が多額に発生するような場合は、単なる課税の繰延べである特別償却よりも税額控除を選択する方が有利といえます。

ただし、法人税額の20%を限度にし、かつ、控除しきれなかった部分の繰越も1年間しか認められていませんので、現在は赤字であるが、2~3年後には黒字転換し、税額が発生することが見込まれるような場合は、特別償却を選択し、繰越欠損を大きくしておく方が有利といえます。ただし、短期的には欠損がより大きくなってしまいますので、金融機関に十分な説明が必要といえます。

特別償却に代えて、特別償却準備金を積み立てるという方法も検討すべきです。特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てること、または会社法施行日(平成18年5月1日)以後に終了する事業年度については、その事業年度の決算確定日までに剰余金の処分により特別償却準備金として積み立てることにより、損金の額に算入することも認められます。この方法ですと、損益計算書上の利益(または欠損)は、特別償却をしない場合の金額と同額となります。